

豊作の夢やぶる

22号台風の爪あと

被害総額 八千万円

九月二十六日から二十七日にかけての二十二号台風の被害は意外に多く吉川堤防は一時決壊の危険にさらされた。主たる被害は次のとおり(損害額は推定)であるが被害者はたゞちに復興にとりかかり強い精神力をみせている。

水田埋没 三町歩
損害額 二、一〇〇万円
畑地埋没 八町歩
損害額 五、〇〇〇万円
家屋倒壊 三棟
住宅全壊 一三棟
半壊 七棟
全壊 三棟
半壊 七棟
損害額 六、〇〇〇万円
農作物被害 三、八七〇万円

学校の被害

九月二十六日午後八時三十分同く十時三十分の二回にわたり新城小学校の使丁室床下(間口三間、奥行一間)を含めて、巾十三米深さ十七米に及ぶ校地両端の崖くずれ現場である。このため崖下にあつた河野四郎氏宅は居宅、物置、木小屋の三棟が土砂の下に埋り家族は辛うじて隣家に難をさげ事なきを得たが不安におののく一夜をおくつて翌朝家族四人の生活の本きよ(文房具、雑貨商)であり安住の場所であつたわが家のむさんすがたをみたときのご家族のご気持は察するに余りあるものがある。

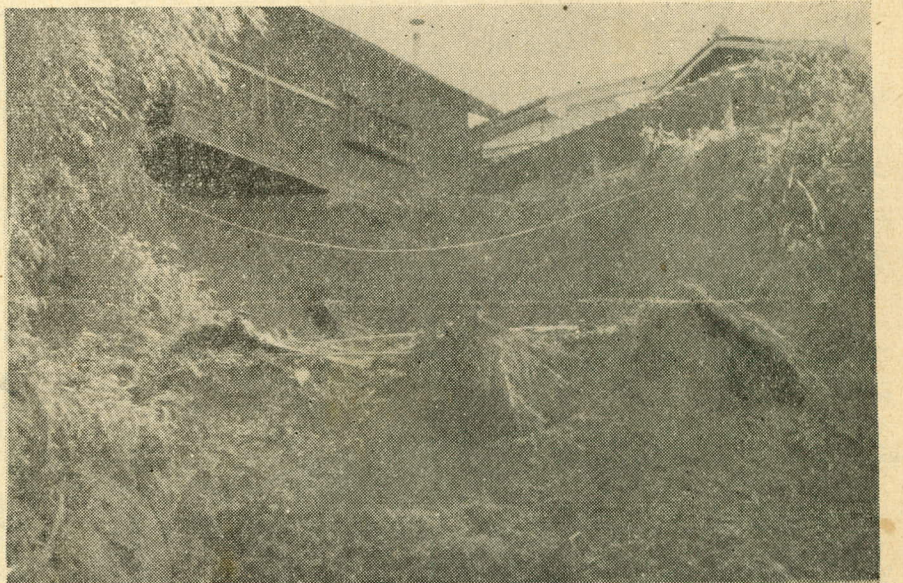
学校の被害復旧についてはさいわい国庫補償の対象となるもようで県及び文部省より係官の調査があり見とおしは明るい。

その他各小中学校とも多少の被害をうけている。

(北浦村教育委員会)



山田橋附近



新城小学校

北浦村自作農貯蓄組合

◎モデル組合として県より指定される

北浦村自作農貯蓄組合が昭和三十三年十月三日知事よりモデル組合として指定を受けた。当初は組合結成についてモデルとなり自作農貯蓄組合事業が実施されて数年本組合も着々成長育成されて今日にいたりました。

北浦村の発展に伴い各単位組合が統合発展して各理事長を総代制とする新機構のもとに組合の実績は向上してまいりました。

今度県下十モデル組合の一つとして本組合が指定を受けたのであります。

いままでは組合の組織の段階でしたが今後は更に拡充強化貯蓄の設計と増進を目標にモデル組合として推進することになりましたのでこれに計画等についてお知らせいたします。

一、本村農家の八割目標加入計画について

この機会に本組合員自作農が相互に協同して計画的に目的貯蓄の増進を推進し農家の経営の発展と生活の安定をはかることを目的とします。主眼とするものは今後自作農者が実状に即した農家群あるいは最も適した規模のグループを通し総農家の八割加入目標確保を促進することになりました。各総代さんを通しご協力されるようお願いいたします。

二、農業簿記の記帳をするため帳面を適当な場所に備付て家族全員が励行する

三、余剰を検討することがたいせつです

四、農家の収入期には現金収入が大きいので預金の後に支出計画を立てる

五、経営費と生活費の区分をする

六、家計仕向にむだのないかを検討する

七、目的貯蓄の内容拡大について

八、農地売却代金の償還組合から農業経営改善資金経営の維持生計資金の貯蓄さらに自作農維持創設資金の受入対策償還の確保機関としての指定組合となつてい

九、モデル組合としての事業実施内容について

十、モデル期間中の主な実施計画及び今後の円滑なる運営を期するため次のような事業を行います

業を行ないます

方針について

組合運営の指導者及び国保諸機関の連絡調整をはかる総代会及び役員会を開催する

貯蓄実行単位からモデルを選定し活動促進の体制を確立、全地域に趣旨の徹底を期する

実施計画の内容として本年は十月半ば過ぎて農繁期でありますので総代及び組合員に特段のご協力をお願いし名実共に北浦村自作農貯蓄組合の実績をあげたいと思ひます。

(イ) として地域内実行機関より十九班を貯蓄設計班として選定、モデルとして推進これが打合せ会の開催

(ロ) として総代会を開催し委嘱状の送達

(ハ) 組合員八割加入運動の促進

(ニ) 総代会の際県自作農係員の派遣方を要請し直接の指導を受けた

(ホ) 果得のちらしを受領一般に配布する

(ヘ) 出来れば映画会の開催として地域内組合員の八割加入名簿の登録をする

(ニ) として自作農維持資金借入者全員に対する農業経営安定計画書の指導打合せ会これは農業改良普及員に指導を依頼する

五、予算措置について

予算等についても趣旨が貯蓄のことであり少ない予算で最大の効果をあげなければなりません。

県補助に追加村当局に於ても本趣旨を理解絶大なる協力を受けて居ります。

以上十二月三十日迄に実施する計画であります。

北浦村自作農貯蓄組合
北浦村農業委員会

所得税第2期分の納期限について

所得税第2期分の納期限は11月30日です。早目に納税を済ませよう心掛けましょう。また納期限になりあわてぬよう今から準備貯蓄も心掛けておきましょう。

国保だより

十月から健康保険の医療費大改正

本年十月から健康保険の医療費は平均で八、五%引上げられ点数表(料金表)は大巾に変わることになりました。

◎料金表は二本建

健康保険の医療費は単価に点数をかけて計算されますが十月一日から単価はすべて十円となり点数表(料金表)は甲表と乙表の二本建となります。しかし歯科の料金表は甲表と同じ趣旨で作られた料金表一本です。

中学校に寄附

小幡、千ヶ崎惣平氏は統合北浦中学校の教育基金として今般金二万円を寄附せられました。紙上をもつて厚く御礼申し上げます。

健康保険を取扱うお医者さんは甲表か乙表のどちらかを選ぶことになり十月からは甲表のお医者さんと乙表のお医者さんができることになりました。しかし歯科のお医者さんは甲乙の別はありません。

○甲の料金表は診断や技術本位の医療費

甲表はお医者さんの診断や技術に中心をおいて医療費が決められるようにした制度です。これは経験の豊かな技術本位の良心的なお医者さんが恵まれるように従来の制度を改めたものです。

○医療費の合理化とは

病気を正確に診断して一日も早くなおすのが医療の目的です。そのために色々な検査診断で病状を正しく知り一番適当な治療法を指示してくれるお医者さんの技術には十分の報酬を支払うべきです。

○初診料は甲表が一八〇円乙表が五〇円で

甲表の初診料には診察料のほ

か簡単な検査、処置料も一緒に入っています。投薬や注射をしたときはその実費だけが加算されます。

乙表は初診料は診察料だけで投薬、注射、検査、処置などはそれぞれ別に計算して加算されます。また注射や投薬などは実費のほかに医師の利益が加えられます。したがって甲表の初診料が乙表に比べて高いということではなく医療費は全体として比較する必要があります。

○一部負担は変わりません

点数表(料金表)は変わりましたが健康保険として一部負担制度はこれまでと同じです。(保険係)

インフルエンザの予防

インフルエンザは普通のカゼと違い、非常に伝染力の強い病気です。人混みの中へ入るときは、ぜひマスクをかけるようにしてください。また外出から帰ったときや、おやすみの前にはうがいをする習慣をつけましょう。